



公取中部 だより

＜第245号＞

令和4年1月～
3月の活動状況



公正取引委員会事務総局中部事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館 8階

電話 052-961-9421

ファックス 052-971-5003

中部事務所HP

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html

公取HP

<https://www.jftc.go.jp/>

公取中部だより 第245号

(令和4年1月～3月)

目 次

I. 中部事務所の活動状況

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 概況 | ・・・・・・・・・・P1 |
| 2. ピックアップニュース | ・・・・・・・・・・P2 |
| 3. 会議・説明会等の実施状況 | ・・・・・・・・・・P23 |

II. 公正取引委員会の動き

- | | |
|---------|---------------|
| ・主な報道発表 | ・・・・・・・・・・P26 |
|---------|---------------|



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

令和3年12月、内閣官房、公正取引委員会など関係省庁が連携し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめました。中小企業等で賃上げの原資が確保されるためには、労務費、原材料費、エネルギーコストといったコストの上昇分を適切に転嫁できる取引環境を整備することが重要であるからです。

中部事務所では、この施策パッケージに則り、中小企業関係団体とのオンライン懇談会等を各県で開催し、公正取引委員会の取組を御説明するとともに、中部事務所への相談や申告のしやすさなどについて意見交換を行いました。

また、実際に中小企業等でお役に立てていただけるものとして、①不当なしわ寄せに関する下請相談窓口（フリーダイヤル 0120-060-110）、②匿名で親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」、③下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化、について周知に当たりました。

事務所の運営に関しては、新型コロナウイルス感染症が再度拡大したため、事務所の機能が停止することのないよう改めて対策をとりました。その一環として、テレワークと組み合わせた「2班体制でのローテーション勤務」を実施しています。また、予め、万一の際には、以前その課で勤務したことのある職員がその課を支援することとしました。

令和3年度を振り返りますと、中部事務所では、Webを活用した説明会等の開催や講師派遣も通じて、約8千名（前年度の2.3倍）の方々に、独占禁止法、下請法、入札談合等関与行為防止法、景品表示法等についてお話をさせていただきました。令和4年度も引き続き、関係者・関係団体のお力添えを賜りつつ、積極的に取り組んで参ります。是非、御利用、御参加ください。

2. ピックアップニュース



下請課

- (1) 弁護士会への下請法説明会の開催
- (2) 下請法の基礎講習会（オンライン開催）
- (3) 「下請法 知っておきたい豆情報」の更新
- (4) 東海税理士会へのフリーダイヤルの周知依頼
- (5) 公正取引委員会よろず相談室の開催

取引課

- (1) 消費生活講座：しんきんコラボ産学官 M i e への講師派遣
- (2) 景品表示法に基づく調査及び指導
原産国告示(法第5条第3号)、過大な景品の提供(法第4条)
- (3) 令和4年度消費者セミナーについて

経済取引指導官

- (1) 農業分野における独占禁止法説明会等の実施
- (2) 経営指導員研修会への講師派遣
- (3) 令和3年度の入札談合等関与行為防止法研修会等の状況
- (4) 中部事務所の企業結合審査
- (5) 令和4年度の講師派遣
入札談合等関与行為防止法研修会、独占禁止法研修会

総務課

- (1) 令和3年度における説明会等の実施状況
学生向け、事業者・事業者団体・経済団体向け、国・地方公共団体向け、消費者向け、弁護士会・税理士会向け
- (2) 地方有識者との懇談会の開催
- (3) 中部事務所ホームページの改善
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (5) 相談件数の動向（1月～3月）
- (6) 令和4年度の御案内
独占禁止法教室、経営指導員研修会



■ 下請課

(1) 弁護士会への下請法説明会の開催

中部事務所は、取引上のトラブルを抱えている中小・下請事業者を支援するため、管内の弁護士会との連携の強化に努めています。

その一環として、弁護士会の会員向けに、下請法の説明会・事例勉強会を開催しています。

最近では、2月2日に富山県弁護士会に、2月25日に愛知県弁護士会に、3月3日に三重弁護士会に対し、それぞれ下請法の説明会・事例勉強会を開催しました。

参加した弁護士からは、親事業者がインターネットを用いて発注する場合の注意点についての質問や、紹介した違反事例について「もし、こういう事実関係であったならば、結論が変わっていたのか」という質問など、活発な質疑が行われました。

(2) 下請法の基礎講習会（オンライン開催）

公正取引委員会は、下請法等の基礎知識の習得を希望する方であれば親事業者・下請事業者いずれの立場の方でも参加可能な「下請法基礎講習会」を開催しています。

令和3年度、中部事務所は、この講習会を4回開催し（第1回：8月、第2回：10月、第3回：12月、第4回：令和4年2月）、合計で約1,030名の方に参加いただきました（対面開催を7回行った令和元年度の参加者と比較すると約3.6倍）。

参加者からいただいたアンケートには、「説明の途中で行われる『理解度チェック』により、説明内容の振り返りができてよかった。」「具体例の紹介が

多くてよかった。」、「オンライン開催なので、説明の際は、普段よりも語尾を明確にお願いしたい。」等のコメントをいただきました。

令和４年度の基礎講習会においては、これらの点について、より発展・改善を図っていきたいと考えています。

(3) 「下請法 知っておきたい豆情報」の更新

中部事務所では、「下請法 知っておきたい豆情報」をＨＰに掲載し、毎月１回のペースで更新しています。

令和４年２月には、１月２６日に公表した下請法の運用基準の改正についての豆情報を掲載しました。この改正は、下請法の「買ったたき」について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が「買ったたき」（下請法第４条第１項第５号）に該当するおそれがあることを明確化したものです。

【運用基準の改正に関する豆情報】

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/no0011.html

また、同じく１月２６日、公正取引委員会は、下請事業者が匿名で、買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。

公正取引委員会は、「違反行為情報提供フォーム」を通じて下請事業者から提供された情報を積極的に活用し、下請法上の定期調査における対象業種の選定、調査票の送付先の選定などを実施していきます。

【違反行為情報提供フォーム】

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

(4) 東海税理士会へのフリーダイヤルの周知依頼

公正取引委員会は、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の取組の一つとして、最低賃金の引上げ等に伴い、取引先から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者等からの相談を受け付ける相談窓口（フリーダイヤル 0120-060-110（不当な取引 ゼロゼロ 110 番））を設置しています。

中部事務所は、この相談窓口を周知するため、中小・下請事業者に身近な存在である税理士に協力をお願いし、フリーダイヤルの電話番号や下請法違反の有無を簡易に確認するチェックシートを印刷したチラシを配布することとしました。

このたび、東海税理士会の御協力をいただき、同会の 31 の支部（約 4,300 名の税理士）に対しチラシを配布し、取引上の問題で困っている中小・下請事業者にフリーダイヤルについての周知をお願いしました。

(5) 公正取引委員会よろず相談室の開催

中部事務所は、事務所の所在地（名古屋市）から遠方の石川県・富山県において、「公正取引委員会よろず相談室」を開催し、北陸地区の事業者の取引上の悩み・トラブルについて相談対応しています。

「公正取引委員会よろず相談室」では、冒頭、下請法の説明を 1 時間程度行い、その後、参加者から個別に御相談をお受けしています（下請法の説明のみへの参加も可能です）。

最近では、3月8日（石川県）・9日（富山県）に開催し、合計 5 社に御参加いただきました。個別相談に参加いただいた方からは「法律を知った上で取引先と交渉するのか、知らずに交渉するのかは全然違う」等の感想をいただいています。

令和４年度も「公正取引委員会よろず相談室」を開催する予定ですので、関心のある方は、中部事務所ＨＰを御覧ください。

【公正取引委員会よろず相談室のＵＲＬ】

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/yorozu_index.html



■ 取引課

(1) 消費生活講座：しんきんコラボ産学官M i eへの講師派遣

実際に事業を営み、表示や景品の提供を行う事業者等に対して、独占禁止法及び景品表示法の概要、最近の違反事例を紹介しました。特に、事業者として、不当表示や過大な景品の提供を行わないようにするための留意点を説明しました。参加者からは、独占禁止法や景品表示法について理解が深まったといった感想をいただきました。

令和3年度において、消費生活講座は、主に、法学部や経済学部といった法律系、経済系の学部だけでなく、家政学部や生活環境学部といった様々な学部にて実施させていただきました。説明に当たっては、これらの学部やその就職先と考えられる業種に応じて、紹介する規定や違反事例等をカスタマイズすることで、参加学生に独占禁止法及び景品表示法により興味・関心をもってもらえることができました。

令和4年度も、法律や経済を専攻とする学部はもちろん、その他の学部においても積極的に講座を実施し、将来の社会経済の担い手となる学生に独占禁止法及び景品表示法について普及・啓発していきたいと考えております。

(2) 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。

中部事務所が調査を行い、令和4年1月～3月の期間中に指導が行われた

案件は以下の2件です。

ア （原産国告示（法第5条第3号））

A社は、防犯カメラ（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト等において、日本製等と表示することにより、あたかも本件商品の原産国が日本であるかのように表示していた。このため、この表示は、本件商品の原産国が〇〇国であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであった。

※関連違反事例

食品、生活用品等の原産国表示に対する措置命令（令和3年9月3日）

URL : <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025535/>

イ （過大な景品の提供（法第4条））

B社は、コンタクトレンズの販売に関して、定期購入契約をした者に対して、もれなく眼鏡を提供することを企画（以下「本件企画」という。）し、これを実施した。

これは、本件企画により提供することができる景品類の限度額●●円を超えるものであった（総付景品）。

※景品規制について

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation/

(3) 令和4年度消費者セミナーについて

中部事務所では、毎年、県・市区町村が主催する消費者向け講座等に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等について説明するセミナーを実施しています。クイズや実際の違反事例の紹介を交えて分かりやすく説明いたします。ぜひお申し込みください。

申込み先等については公正取引委員会中部事務所のホームページで御案内
しています。

URL: https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html



■ 経済取引指導官

(1) 農業分野における独占禁止法説明会等の実施

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が挙げられました。当該取組の中で、農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して農協系統組織の役職員に研修等を行い、独占禁止法違反行為等を根絶するための集中的な措置を講ずることとされました。

この閣議決定に基づき、公正取引委員会と農林水産省は共同で、農業分野における独占禁止法等についてのオンライン説明会を全国8ブロックで開催しています。中部事務所管轄の北陸ブロックの説明会は令和4年3月11日に開催され、農協等の役職員206名に御参加いただきました。

説明会においては、まず、農林水産省の職員から農協等向けの総合的な監督指針等の説明を行いました。その後、中部事務所の職員から、当委員会が公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の内容を中心に説明を行いました。説明に当たっては、受講者に違反行為のイメージが湧きやすいように、行為主体ごとに想定される具体的な違反事例を挙げて説明を行いました。また、過去に実際に公正取引委員会が法的措置等を行った事例について、ポンチ絵を用いて紹介を行いました。

なお、公正取引委員会では、規制改革実施計画に基づき、上記の説明会のほか、水産庁と共同で全国の漁協等に対しても独占禁止法のオンライン説明会を実施しています。

(2) 経営指導員研修会への講師派遣

公正取引委員会では、経営指導員の方々に独占禁止法及び下請法の理解を

深めていただくため、全国の商工会又は商工会議所が実施する経営指導員研修会に講師を派遣しています。

中部事務所では、富山商工会議所が主催して令和4年2月14日に開催された経営指導員研修会に講師を派遣しました。今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中部事務所として、初めて経営指導員研修会にオンラインで講師派遣を行いました。主催者に事前打合せのための時間を十分につくっていただき、接続トラブルなどもなく研修会を実施できました。

研修会では、主催者の要望により、独占禁止法及び下請法の2つの法律の基礎的な内容についてお話しました。講師は、視覚に訴えるような資料を作成して実際の違反事例を基に法律の説明を行うなど、受講者が法律の内容を理解しやすいように工夫しました。

受講者からは、「普段勉強しない法律なので面白かった」、「講師がオンライン研修に慣れており満足度が高かった」などの意見をいただき、独占禁止法及び下請法の基礎についておおむね御理解いただけたと思います。

(3) 令和3年度の入札談合等関与行為防止法研修会等の状況

公正取引委員会では、地方公共団体等（発注機関）からの依頼を受けて、入札談合等関与行為防止法研修会に職員を講師として派遣しています。

中部事務所では、令和3年度には、33の発注機関でそれぞれ45分から90分程度のお時間をいただき御説明をしました。下表のとおり、令和3年度は前年度に比べて、講師派遣を行った発注機関数等が大幅に増えました。

	令和3年度	令和2年度
講師派遣機関数 (オンラインによる講師派遣)	33 (32)	20 (17)
受講者数 (オンラインによる受講者)	2,249 (2,230)	831 (643)

その要因の一つとしては、コロナ禍において、発注機関にオンライン研修の有効性について御理解をいただけたことが挙げられると思います。中部事務所は、新型コロナウイルス感染症防止対策として令和2年度からオンラインによる講師派遣を積極的に推進しており、オンライン研修について多く経験しています。このため、令和3年度は、発注機関から講師派遣の問い合わせがあった場合には、令和2年度の実績を基に、オンライン研修のメリットやデメリットを伝えるとともに、受講者から「対面研修とオンライン研修で理解度に差はなかった」という声を多く聞いていることなどを伝えて、可能な限りオンラインにより研修会を実施していただくようお願いしました。今後も、発注機関が研修会を実施しやすいように、オンラインによる研修会の開催を推奨していきたいと思います。

一方で、新たな問題意識を持っています。当委員会では上記のように発注機関から依頼を受けて研修会へ講師を派遣するほか、当委員会が主催して入札談合等関与行為防止法説明会を開催しています。後者の主催説明会については、令和3年度は、愛知県と岐阜県に所在する発注機関を対象として開催しました。そこで、愛知県と岐阜県について、中部事務所は、講師派遣と主催説明会という二つの手段により、どの程度の市町村に対してこの法律について説明することができたのかを確認してみたところ、下表のとおりとなりました。

	市町村総数	参加市町村数（※）	市町村参加率
愛知県	54	30	56%
岐阜県	42	19	45%

※参加市町村数は、主催説明会に参加した市町村及び講師派遣を実施した市町村の合計数（両方が該当する場合には1としてカウント）

令和3年度の2県の市町村参加率を見ると、約50%でした。この結果を踏

まれば、入札談合等関与行為防止法についての周知を面的に広げていく余地は少なからずあるのではないかと考えています。

(4) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会のホームページで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年10月～12月の期間中に9条通知を行った案件について令和4年1月に公表を行いました。その中で中部事務所が審査を行った案件は下表の1件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R3.9.24	(株)バローホールディングス及び(株)ヤマタ	グループ会社の資産管理、コンサルティング及び業務委託事業	株式取得	50%超	R3.10.13

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

(5) 令和4年度の講師派遣

令和4年度も以下の研修会への講師派遣を行っております。御要望がありましたら次の申込先まで御連絡ください。

申込先：中部事務所経済取引指導官

メールアドレス chubu_keizai02329@jftc.go.jp

ア 入札談合等関与行為防止法研修会

法律制定の経緯や具体的な禁止事項などについて説明します。受講者が法律の内容を理解しやすいよう、ポンチ絵を用いて実際の摘発事例に基づく説明をしたり、○×クイズを用いた説明を行います。異動により調達・契約等の担当になられた職員の方にとって役立つ内容です。

イ 独占禁止法研修会

導入として法律の基礎的な内容を説明した後、過去の違反事例に基づき独占禁止法の考え方について説明します。主催者の希望によって、当委員会が実際に寄せられた相談を基に作成し、毎年公表している相談事例集についての説明を実施することも可能です。企業において、法務等の担当になられた職員の方にとって役立つ内容です。

■ 総務課



(1) 令和3年度における説明会等の実施状況

令和3年度は、中部事務所から、独占禁止法や下請法についての説明会等の開催や講師派遣を通じて、以下のとおり8,258名の方にお話をさせていただきました。その内訳は、学生が2,346名、事業者等が2,335名、国や地方公共団体等の職員が2,541名、消費者が63名、弁護士・税理士が973名です。

引き続き、積極的に説明会等を開催又は、講師を派遣することにより、独占禁止法や下請法等の普及啓発に努めてまいります。

ア 学生向け

内容	開催回数（回） （Web開催の回数）	出席者数（名）
独占禁止法教室（大学・高校）	28(26)	1,795
消費生活講座（大学）	11(4)	540
中部事務所への訪問学習	1(0)	11
合計	41(31)	2,346

イ 事業者・事業者団体・経済団体向け

内容	開催回数（回） （Web開催の回数）	出席者数（名）
下請法基礎講習会	4(4)	1,033
下請取引適正化推進講習会	3(3)	283
公正取引委員会よろず相談室 （石川県・富山県）	5(5)	21
独占禁止法研修会	3(2)	163

下請法に係る講師派遣	7(3)	330
経営指導員研修	1(1)	31
農協等役職員向け農協ガイドライン説明会	4(4)	408
消費生活講座	1(1)	66
合計	28(23)	2,335

ウ 国・地方公共団体向け

内容	開催回数（回） （Web 開催の回数）	出席者数（名）
官製談合防止法説明会	35(34)	2,541
合計	35(34)	2,541

エ 消費者向け

内容	開催回数（回） （Web 開催の回数）	出席者数（名）
消費者セミナー	5(4)	63
合計	5(4)	63

オ 弁護士会・税理士会向け

内容	開催回数（回） （Web 開催の回数）	出席者数（名）
独占禁止法説明会	4(4)	148
下請法説明会	7(6)	825
合計	11(10)	973

(2) 地方有識者との懇談会の開催

中部事務所においては、下表のとおり、オンラインにより地方有識者との懇談会を実施しました。

月日	団体名
2月10日	石川県中小企業家同友会
2月15日	三重県中小企業団体中央会
3月2日	岐阜県中小企業家同友会
3月15日	静岡県中小企業家同友会
3月15日	富山県中小企業家同友会
3月17日	三重県中小企業家同友会

これら懇談会では、中部事務所長又は総務管理官が、政府横断的な取組として実施している「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく公正取引委員会の取組に関して、労務費、原材料価格、原油価格等のエネルギーコストの上昇を踏まえた「買いたたき」等への対応（しわ寄せ相談フリーダイヤルの設置、下請法の解釈の明確化、違反行為情報提供フォームの設置）などについて説明した上で、出席者の皆様との意見交換を行いました。

今後もこういった懇談会を実施し、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てていきます。

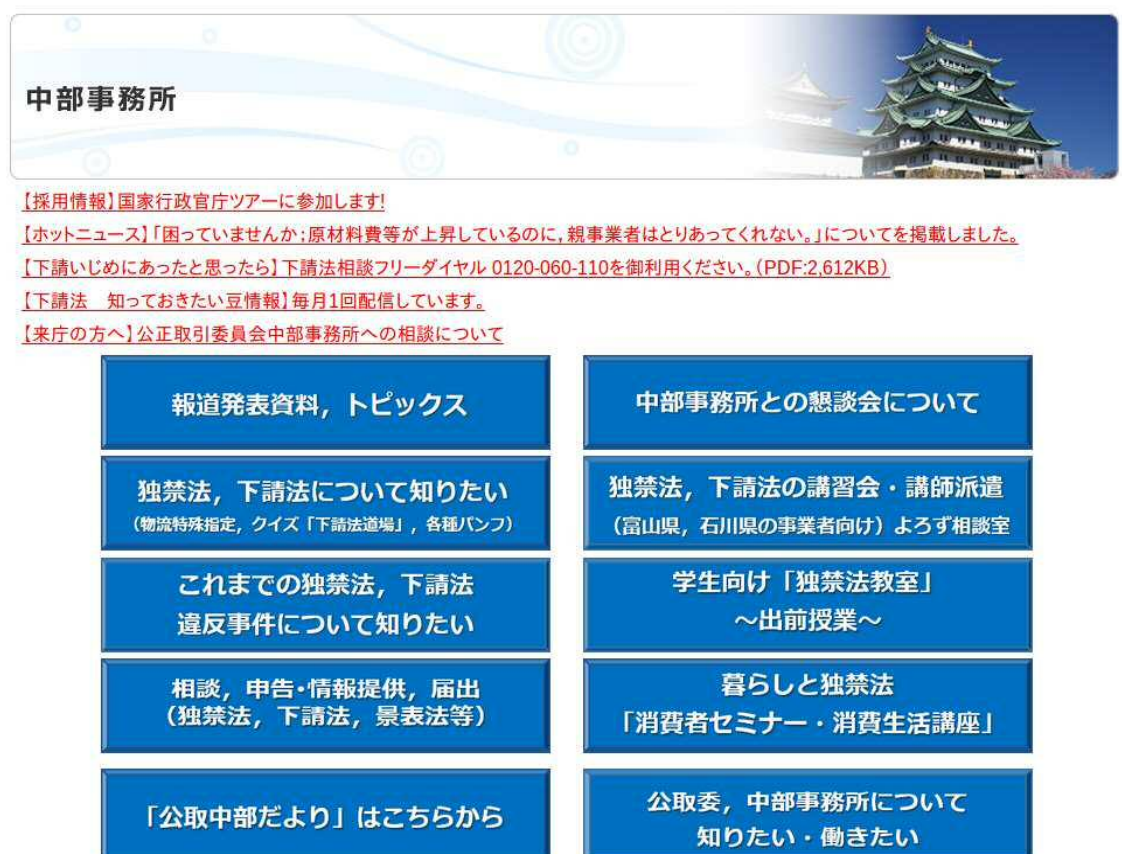
(3) 中部事務所ホームページの改善

公正取引委員会は、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員を委嘱し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見や要望を聴取し、こ

れらを適宜業務に反映するなどしています。この意見聴取において、中部事務所のホームページについて、「相談をしたい場合の入口が分かりづらい。」、「相談事例を掲載するとよい。」との意見が寄せられたため、これらの御意見を踏まえて、利用者にとって分かりやすいものとなるよう「相談、申告・情報提供、届出（独禁法、下請法、景表法等）」の案内ページを改善しました。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/soudan.html

中部事務所のトップページです。左側の上から4番目のボックスが、相談、申告・情報提供、届出の共通窓口となります。クリックしてください。



次の画面が出てきます。御用向きに応じて、1から3までの中から選んでください。

相談、申告・情報提供、届出の窓口(中部事務所)

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**相談、申告・情報提供、届出**は、原則電話で対応しております。御用件の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。ただし、**申告・情報提供**については、メールでも受け付けております。

どこに連絡したらいいか不明の場合は、総務課(052-961-9421)までいったん御連絡いただくようお願いいたします。

- ▶ [1 相談](#)
- ▶ [2 申告・情報提供](#)
- ▶ [3 届出](#)

例えば、1（相談）をクリックすると、この画面が出てきます。フリーダイヤルも御紹介しています。

1 相談

独占禁止法、下請法及び景品表示法に関する相談を承っています（下請法の相談についてはフリーダイヤルも利用できます）。

【相談の窓口】

内容	担当課	電話	FAX
独占禁止法 (1)事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動についての個別具体的な相談 (2)優越的地位の濫用・物流特殊指定についての相談 (3)その他一般的な相談（窓口が不明な場合を含む）	経済取引指導官 取引課 総務課	052-961-9422 052-961-9423 052-961-9421	052-971-5003 052-971-5003 052-971-5003
下請法 (相談フリーダイヤル)	下請課	052-961-9424 平泊な 下請取引 セロゼロ-110 0120-060-110	052-971-5003
景品表示法	取引課	052-961-9423	052-971-5003
消費税転嫁対策特別措置法	消費税転嫁対策調査室	052-961-9493	052-971-5003

(相談例)

- ・ 業界団体で商品の共同発送(共同開発)をしたい。取引先に対し、販売先や販売方法を制限したい。(独占禁止法)
- ・ 取引先に対し、従業員の派遣や協賛金の拠出を要請したい。荷主として物流事業者に運送を委託する場合の禁止行為を知りたい。(独占禁止法〔優越的地位の濫用・物流特殊指定〕)
- ・ 親事業者に価格の引上げを求めたが、一方的に据え置かれた。(下請法)
- ・ 下請事業者に発注する時点では製品の仕様が完全に決まっていない。注文書の記載ルールを知りたい。(下請法)
- ・ 新たな取引相手(会社)について、自社にとって下請法上の親事業者に該当するか否かを確認したい。(下請法)
- ・ 商品の購入者に対して提供できる景品の上限額を知りたい。(景品表示法)
- ・ 「当店通常価格と比べて、今だけ3割引き ○○円」と表示して販売しているのを見かける。価格表示の規制について教えてほしい。(景品表示法)

また、2（申告・情報提供）を選んだ場合は、次の画面です。インターネットによる申告や情報提供を利用していただくこともできます。

2 申告・情報提供

独占禁止法及び下請法に違反する事実があると思うとき、だれでもその事実を報告し適切な措置を採るように求めること（申告）ができます。

また、消費者庁が所管する景品表示法に違反すると思われる事実に関する情報提供を行うことができます。

例えば・・・

- ・ 小売する際の最低限度額をメーカーから指示された。（独占禁止法）
- ・ 当社に落ち度がないのに下請代金を一方的に値引きされてしまった。（下請法）
- ・ チラシに先着10名様限りと記載されていた商品を購入するために朝一に店舗に行ったが販売していなかった。（景品表示法）

【インターネットによる申告】

以下からインターネットによる申告をおこなうことができます。

[独占禁止法](#)、[下請法](#)

【インターネットによる情報提供】

- ・ 下請法に関しては、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム（違反行為情報提供フォーム）が新たに設けられました。匿名で情報提供を行うものです。
※このフォームは違反行為を申告するものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、個別事件調査を求め、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく上記の「インターネットによる申告」から申告してください。

違反行為情報提供フォーム（[下請法親事業者に関する情報提供フォーム](#)）

【申告・情報提供の窓口】

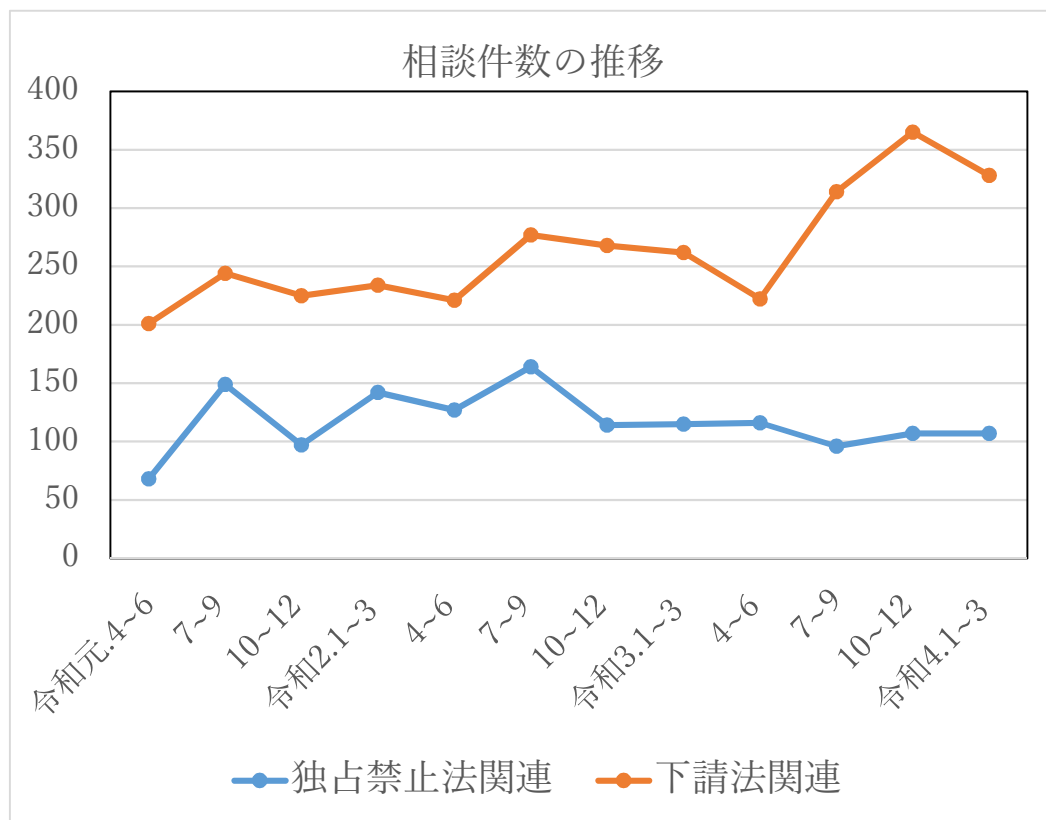
内容	担当課	電話	FAX
独占禁止法	第一審査課	052-961-9425	052-971-5003
下請法	下請課	052-961-9424	052-971-5003
景品表示法	取引課	052-961-9423	052-971-5003
消費税転嫁対策特別措置法	消費税転嫁対策調査室	052-961-9423	052-971-5003

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

中部事務所では、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の拡大を踏まえ、1月中旬から、テレワークと組み合わせた「2班体制でのローテーション勤務」とし、併せて、予め、万一の際には、以前その課で勤務したことのある職員がその課を支援することとしました。さらに、勤務日として割当てのない日においてやむを得ず出勤せざるを得ない職員は会議室等において勤務するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいます。今後も、テレワークを活用するなどして感染拡大防止のための取組を継続しつつ、事務所機能の維持を図ってまいります。

(5) 相談件数の動向（1月～3月）

中部事務所に寄せられた「令和3年度第4四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が107件（前年同期115件）、下請法関連が328件（同262件）となっています。年度同期に比べて、独占禁止法関連では微減、下請法関連では25%増となり、原材料価格の上昇等のなか、多くの下請法関連の相談が寄せられました。



(6) 令和4年度の御案内

ア 独占禁止法教室

公正取引委員会では、大学・高校・中学校に職員を講師として派遣し、独占禁止法や公正取引委員会の役割を説明する「独占禁止法教室」を開催しており、令和4年度においても積極的に取り組んでいきます。

「独占禁止法教室」の開催に御関心のある教職員、学校関係者の方は、中

部事務所総務課（０５２－９６１－９４２１）までお気軽にお問い合わせください。

イ 経営指導員研修会

p 10（２）のとおり、経営指導員研修会へ講師派遣を実施しています。研修会では、主に独占禁止法及び下請法の基礎的な内容についてお話しします。独占禁止法等について学ぶのが初めての方にも理解していただけるように、視覚に訴えるような資料を使用して分かりやすく説明を行います。講師派遣を御希望の場合は、中部事務所総務課（０５２－９６１－９４２１）までお問い合わせください。

3. 会議・説明会等の実施状況

日	会議，説明会等	主催者	開催場所/方法
1 月			
11日	牧之原市消費者協会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
12日	官製談合防止法研修会	東海財務局	オンライン
19日	三重弁護士会での独占禁止法事例説明会	公正取引委員会	オンライン
20日	官製談合防止法研修会	中部地方整備局	オンライン
21日	下請法のフリーダイヤル周知に関する協力依頼	東海税理士会	オンライン
24日	名古屋市立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
28日	消費者団体との意見交換会	(一社)全国公正取引協議会連合会	オンライン
2月			
1日	下請取引等改善協力委員（静岡県浜松市）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
2日	独占禁止政策協力委員（金沢市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
2日	富山県弁護士会での下請法説明会	公正取引委員会	オンライン
3日	下請取引等改善協力委員（静岡市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
4日	独占禁止政策協力委員（富山市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
7日	下請取引等改善協力委員（石川県加賀市，富山市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
7日	下請取引等改善協力委員（静岡県三島市，愛知県豊橋市）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
8日	独占禁止政策協力委員（富山市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
8日	下請法基礎講習会	公正取引委員会	オンライン

9日	下請取引等改善協力委員（愛知県丹羽郡大口町）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
10日	下請取引等改善協力委員（三重県鳥羽市）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
10日	下請取引等改善協力委員（石川県能美市）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
10日	石川県中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
14日	経営指導員研修会（独占禁止法及び下請法説明会）	富山商工会議所	オンライン
15日	下請取引等改善協力委員（名古屋市）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
15日	三重県中小企業団体中央会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
19日	講師派遣（景品表示法）	日本経営倫理学会 中部地区研究会	オンライン
24日	下請取引等改善協力委員（名古屋市）からの意見聴取	公正取引委員会	電話
24日	官製談合防止法研修会	東海農政局	オンライン
25日	愛知県弁護士会での下請法説明会	公正取引委員会	オンライン
3月			
2日	岐阜県中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
3日	三重弁護士会での下請法説明会	公正取引委員会	オンライン
4日	独占禁止法研修会	はままつ知財研究会知財問題研究部会	オンライン
8日	よろず相談室（石川県）	公正取引委員会	オンライン
9日	よろず相談室（富山県）	公正取引委員会	オンライン
11日	独占禁止政策協力委員（愛知県豊田市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
11日	農協等役職員向け農協ガイドライン説明会（北陸地域）	公正取引委員会 農林水産省	オンライン
15日	静岡県中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン

15日	富山県中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
16日	消費者セミナー	静岡県伊東市	オンライン
17日	三重県中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
18日	独占禁止政策協力委員（名古屋市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
22日	消費生活講座に講師を派遣	しんきんコラボ産学官 Mie	三重県四日市市 （オンライン同時配信）
23日	独占禁止政策協力委員（岐阜市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン
25日	独占禁止政策協力委員（津市）からの意見聴取	公正取引委員会	オンライン

Ⅱ. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和4年1月1日～3月20日）

月 日	発表内容	頁
独占禁止法		
2月10日	「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について	28
2月16日	「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について	29
2月25日	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	30
3月3日	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について	31
3月16日	Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について	32
下請法		
1月26日	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について	33
2月16日	手形等のサイトの短縮について	34
3月1日	株式会社イングに対する勧告について	35
景品表示法		
2月9日	タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	36
3月3日	セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について	37
実態調査		
1月28日	新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について	38

2月8日	官公庁における情報システム調達に関する実態調査について	39
その他		
2月3日	金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	40
2月8日	津市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	41
2月8日	第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について	42
2月9日	有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について	43
2月22日	岐阜市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	44
3月8日	静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	45
3月8日	富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	46
3月10日	三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	47
3月16日	第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	48

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上新たに位置付けられ、また、指定区域供給制度が設けられました。今般、当該事業者及び当該制度に関する適正な電力取引の在り方を示すため、共同して本指針の改定案を作成いたしました。

つきましては、「適正な電力取引についての指針」改定案について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

2 意見提出方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム
- (2) 電子メール
- (3) 郵送

3 意見提出期限

令和4年3月11日（金）18：00必着
（郵送の場合は、同日必着）

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月10日）「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について
（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220210_publiccomment.html）を御覧ください。

「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について

令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、以下の2つの取組を実施しました。公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していきます。

1 「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置しました。

「優越的地位濫用未然防止対策調査室」では、転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、大企業とスタートアップとの取引に関する調査などの取組を進め、優越的地位の濫用の未然防止をより一層図ってまいります。

2 「よくある質問コーナー(独占禁止法)」の更新

公正取引委員会は、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明確化するため、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)のQ&Aを追加する更新を行いました。

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、今回追加したQ&Aの周知徹底を図るとともに、独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処していきます。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月16日）「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_YuuetutekitiiranyoumizenboushitaisakuchousashituNo.html）を御覧ください。

独占禁止法（不当な取引制限）

令和4年2月25日公表

国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

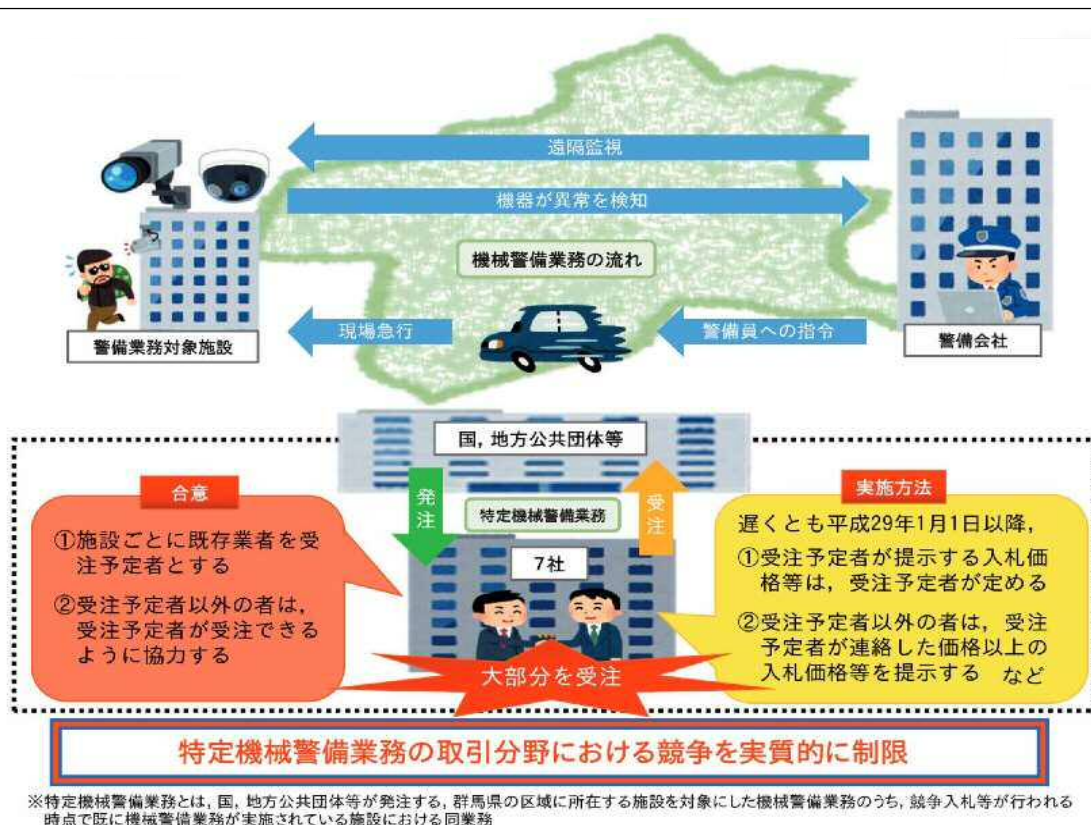
公正取引委員会は、国、地方公共団体等が発注する特定機械警備業務（注）の競争入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

本件は、特定機械警備業務の競争入札等の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものです。

（注）「特定機械警備業務」とは、国、地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する、群馬県の区域に所在する施設であって、競争入札等が行われる時点で既に機械警備業務（当該施設における機械警備業務に付随するその他の警備業務（常駐警備等）を含む。）が実施されている施設における同業務をいいます。また、機械警備業務とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定されている警備業務用機械装置を使用して行う同条第1項第1号の警備業務をいいます。

○ 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
7社	6社	4社	1480万円



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月25日） 国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220225.html>）を御覧ください。

独占禁止法（不当な取引制限）

令和4年3月3日公表

日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

公正取引委員会は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービス（注）の入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

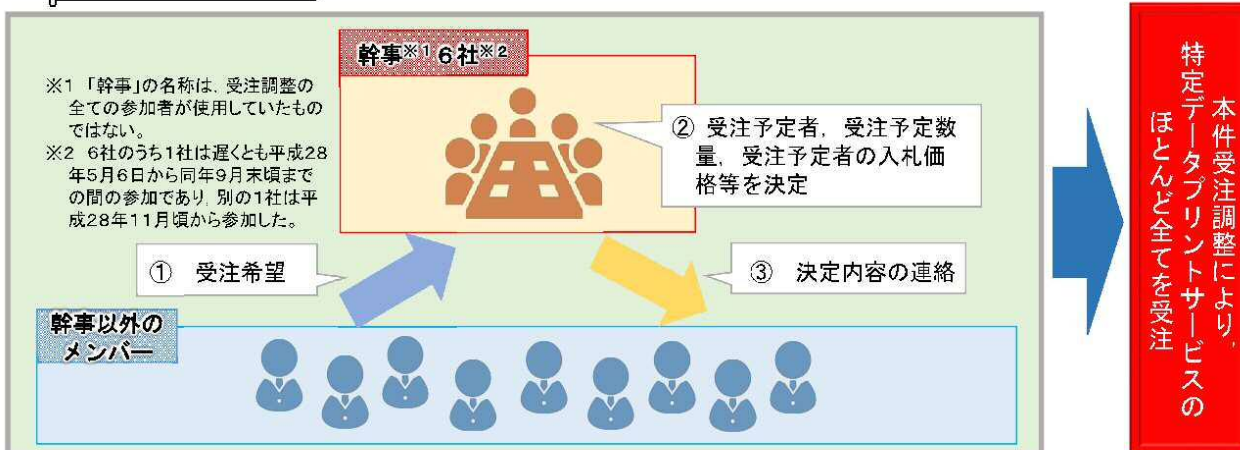
本件は、特定データプリントサービスの入札等の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものです。

（注）「特定データプリントサービス」とは、日本年金機構が一般競争入札等の方法により発注する「ねんきん定期便の作成及び発送準備業務（直近1年間通知者用）」等の22業務に係るデータプリントサービス（発注者から発注者の顧客のデータを預かり、データの編集・加工、印刷・印字、封入・封かん、発送準備などを行う業務）をいいます。

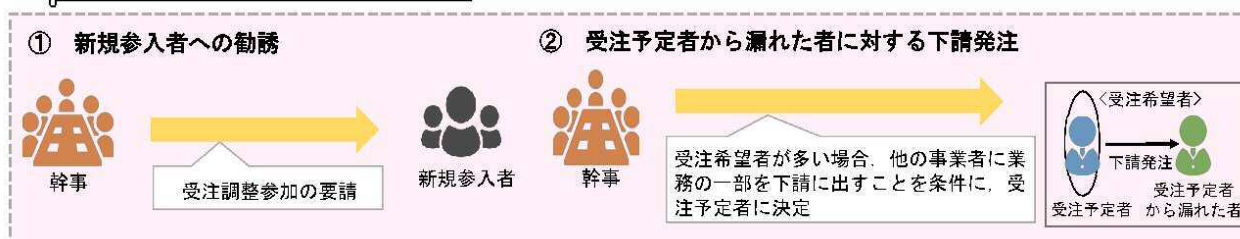
○ 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
26社	25社	24社	17億4161万円

本件受注調整の方法



実効を確保するための方法（例）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月3日）日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

（[https:// www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303daiyon.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303daiyon.html)）を御覧ください。

独占禁止法（拘束条件付取引）

令和4年3月16日公表

Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について

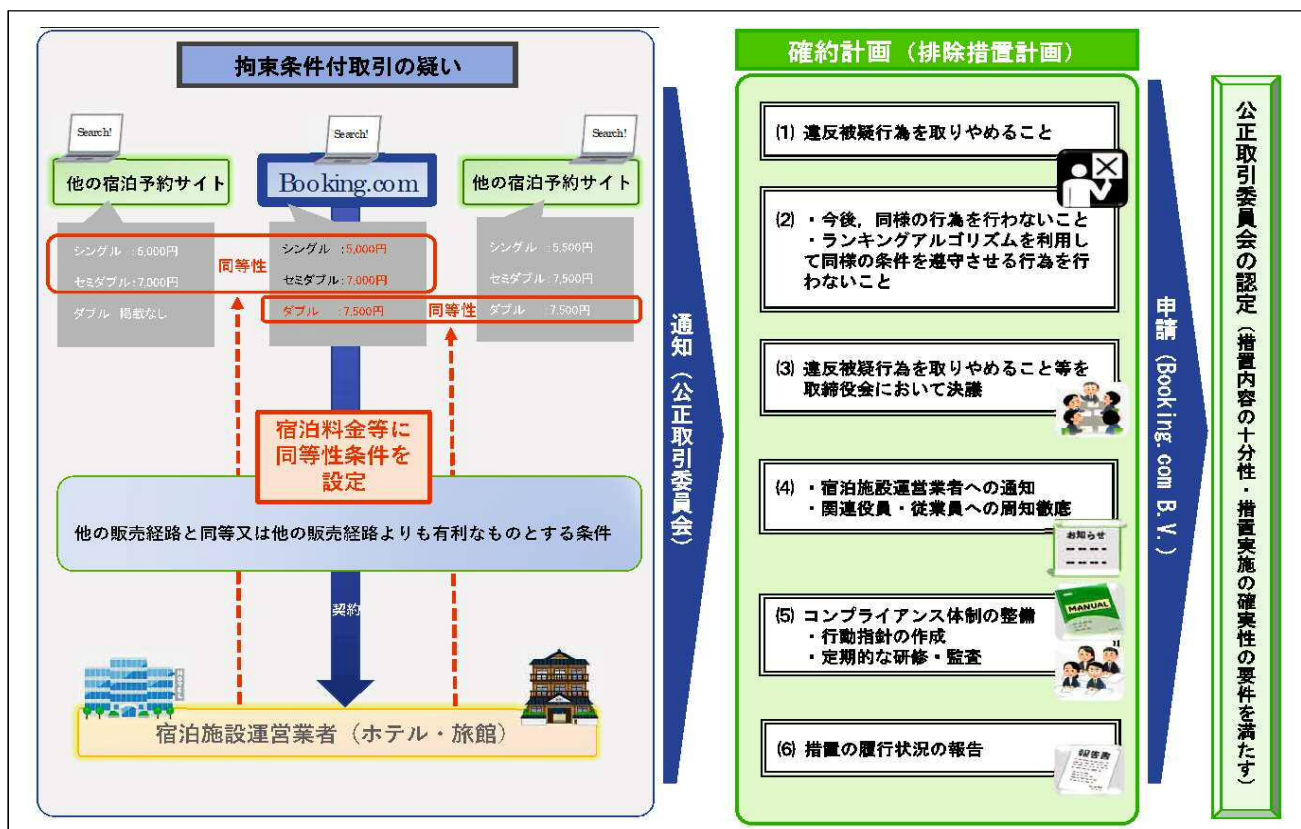
公正取引委員会は、Booking.com B.V.に対し、独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、同社の以下の同法違反被疑行為が同法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反する疑いが認められ、当該行為について、確約手続に付すことで、競争の早期回復が図られると認め、令和3年12月17日、同法第48条の2の規定に基づき、同社に対し確約手続に係る通知を行いました。

Booking.com B.V.から、独占禁止法第48条の3第1項の規定に基づき当該行為を排除するために必要な措置の実施に関する確約計画の認定を求める申請があり、公正取引委員会は、当該計画は同行為を排除するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、当該計画を認定^{（注1）（注2）}しました。

なお、本認定は、公正取引委員会がBooking.com B.V.の当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

（注1）確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分です。

（注2）公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、独占禁止法第48条の5第1項の規定により当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなります。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月16日）Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220316.html>）を御覧ください。

「パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取 組について

令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、本日、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、以下の3つの取組を実施しました。公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していきます。

1 「違反行為情報提供フォーム」（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）の設置

下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。

「違反行為情報提供フォーム」
（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

2 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正しました。

3 「よくある質問コーナー（下請法）」の更新

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴い、下請法上留意すべき点を明らかにするため、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（下請法）」（https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html）についてQ&Aを追加するなどの更新を行いました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→1月→（令和4年1月26日） 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>）を御覧ください。

手形等のサイトの短縮について

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、令和3年3月31日に、公正取引委員会と中小企業庁との連名で、関係事業者団体約1,400団体に対して、おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を行いました。

また、当該要請に伴い、令和6年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、手形等のサイトの短縮化の更なる促進を図るために、令和3年7月26日付け「下請事業者との取引に関する調査について」の回答において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っているとした親事業者約5,000名に対し、公正取引委員会と中小企業庁との連名で、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める要請を行いました。

公正取引委員会は、今後も引き続き、中小事業者の取引条件の改善を図る取組を進めてまいります。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月16日） 手形等のサイトの短縮について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_2_Tegatatounosaito_notanshukunituite.html）を御覧ください。

下請法（下請代金の減額の禁止）

令和4年3月1日公表

株式会社イングに対する勧告について

公正取引委員会は、株式会社イング（以下「イング」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

違反事実の概要

(1) イングは、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、消費者等に販売する婦人服等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2) イングは、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額した金額は、総額7094万8217円である（下請事業者24名）。

ア 「物流費」(注)の額（平成30年2月から平成31年4月まで）

イ 「物流業務委託料」(注)の額（令和元年7月から令和3年4月まで）

(注) 自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、下請事業者に代わって商品を各店舗へ配送等するための費用として徴収した金銭のこと。

(3) イングは、令和4年2月8日、下請事業者（清算終了している者を除く。）に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月1日）株式会社イングに対する勧告について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/20220301_INGNI.html）を御覧ください。

タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-AO80」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月9日）タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220209_honbun.html）を御覧ください。

景品表示法（有利誤認）

令和4年3月3日公表

セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対し、各社が供給する脱毛施術の役務に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）

とにかく **安い！**

62部位の全身脱毛 **1,409円**^{※1}

サロン	恋肌	サロンA	サロンB
来店可能頻度	2週間	1ヵ月半	1ヵ月
全身ツルスベまで	3ヵ月	4ヵ月	3ヵ月

※ お支払い方法により価格ベースが変わります。

↓

**恋肌なら
3ヵ月で脱毛完了**



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月3日）セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303kyusyu.html>）を御覧ください。

新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について

1 調査の趣旨

自社の発行する株式を金融商品取引所に初めて上場する新規株式公開（以下「IPO」という。）は、企業にとって、その知名度や社会的信用力を向上させることや、社内管理体制を充実させ、従業員の士気を向上させるだけでなく、重要な資金調達的手段にもなっています。

令和3年6月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、日本のIPOについて、上場後初めて市場で成立する株価（初値）が、上場時に新規上場会社（IPOを行う企業をいう。以下同じ。）が株式を売り出す価格（公開価格）を大幅に上回っており、公開価格で株式を取得した特定の投資家が差益を得るが、新規上場会社には直接の利益が及ばず、同じ発行株数でより多額の資金調達をし得たはずであったことが指摘されており、こうした点を踏まえ、IPO時の公開価格設定プロセスの在り方について、実態把握を行い、見直しを図ることとされている。また、令和3年11月8日に新しい資本主義実現会議が決定した「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」においても、同趣旨の指摘がなされています。

新規上場会社の企業の価値や需要に見合った公開価格が設定されること等により、新規上場会社が、自らの事業を成長させていくために必要な資金を調達しやすくし、市場における成長を促進する環境を整えることは、ひいては我が国の経済全体の活性化につながると考えられ、競争政策上望ましい。

こうした問題意識の下、公正取引委員会では、初値が公開価格を大幅に上回る要因となり得ると考えられる事項について、競争政策・独占禁止法上の課題の有無を検討するために、公開価格の設定に係る実態、上場のための選択肢の多様性に係る実態及びIPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点について実態把握を行いました。

2 調査の結果

概要及び報告書本体を参照。（※）

（※）概要及び報告書本体については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→1月→（令和4年1月28日）新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220128_IPO.html）を御覧ください。

官公庁における情報システム調達に関する 実態調査について

1 調査の趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっているところ、政府は、国民の利便性の向上等に資するデジタル社会の実現に向け、デジタル庁を発足させるなどその実現に向けた改革に取り組んでいます。

公正取引委員会は、こうした政府全体の取組を踏まえつつ、競争政策の観点から、今後の情報システム調達について、ベンダーロックイン^(注)が回避されることなどにより、多様なシステムベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、国の機関及び地方公共団体における情報システム調達の実態を把握するための調査を実施しました。

(注) 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。

2 調査の結果

概要及び報告書本体を参照。(※)

(※) 概要及び報告書本体については公取委 HP を御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月8日）官公庁における情報システム調達に関する実態調査について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208_system.html) を御覧ください。

金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、金沢市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年2月10日（木曜） 14時00分～15時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

石川県中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月3日）金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220203ishikawa-inimini.html>)
を御覧ください。

津市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、津市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年2月15日（火曜） 16時00分～17時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

三重県中小企業団体中央会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月8日）津市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208tsu-minimini.html>) を御覧ください。

第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修をオンライン方式で開催することとしました。

開発途上国では、近年、競争法を導入、又はその運用を強化しようとする動きが活発化しています。本研修は、開発途上国の競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は運用の強化に資することを目的として開催されるものです。

公正取引委員会は、開発途上国政府からの要請を受け、本研修を開催しており、平成6年度以降、本分野での研修は、今回で通算27回目となります。

1 期間

令和4年2月14日（月）～2月28日（月）（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

2 開催場所

オンライン方式による開催

3 講師

学識経験者及び公正取引委員会事務総局職員

4 参加者

10か国の競争当局等の職員 17名（別紙参照（※））

5 主な研修内容

- ・独占禁止法違反被疑事件に係る審査手続及び企業結合審査に関する説明
- ・公正取引委員会のデジタル関連の事件審査及び取組に関する説明
- ・公正取引委員会の電子証拠の収集・活用に関する説明
- ・公正取引委員会の実態調査に関する説明
- ・公正取引委員会における経済分析の活用に関する説明
- ・公正取引委員会の競争唱導及び広報活動に関する説明

（※）別紙については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月8日）第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208.html>)を御覧ください。

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にかかっています。

例年の懇談会は、当委員会の委員等が各地区に赴いて開催しておりますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議により開催しました。

開催地区や有識者は別紙1(※)のとおりです(地区別の主な意見は別紙2(※)のとおりです。)

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 中小事業者等の取引公正化について

- (1) 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁
- (2) 相談しやすい環境の整備
- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴うしわ寄せ防止
- (4) インボイス制度の導入に伴うしわ寄せ防止
- (5) その他

2 フリーランスに関する取組について

3 スタートアップ企業との取引適正化について

4 デジタル・プラットフォーム関係について

5 独占禁止法の運用について

- (1) 効果的な対応
- (2) 確約手続等の透明性の確保
- (3) 個別分野等に関する意見

6 広報・広聴活動について

7 その他

(※) 別紙1及び別紙2については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和4年)→2月→(令和4年2月9日)有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220209minikon.html>)を御覧ください。

岐阜市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、岐阜市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

- 1 日時
令和4年3月2日(水曜) 13時30分～14時30分
- 2 次第
 - (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
 - (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）
- 3 出席者
岐阜県中小企業家同友会 役員
公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月22日）岐阜市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220222gifu-minimini.html>) を御覧ください。

静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、静岡市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

- 1 日時
令和4年3月15日(火曜) 13時30分～14時30分
- 2 次第
 - (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
 - (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）
- 3 出席者
静岡県中小企業家同友会 役員
公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→(令和4年3月8日)静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220308shizuoka-minimini.html>)
を御覧ください。

富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、富山市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年3月15日(火曜) 16時00分～17時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

富山県中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→(令和4年3月8日)富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220308toyama-minimini.html>)を御覧ください。

三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、三重県における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年3月17日(木曜) 14時00分～15時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

三重県中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→(令和4年3月10日)三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220310mie-minimini.html>) を御覧ください。

第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第220回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙(※)のとおりです。

1 日時

令和4年2月21日(月曜)14時00分～16時00分

2 場所

オンライン方式による開催

3 議題

- パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書
- 競争政策研究センターの活動状況

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙(※)のとおり、意見・質問が出された。

(※)別紙については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和4年)→3月→(令和4年3月16日)第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220316_kyokusou.html)を御覧ください。